

仙台市学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針中間案のポイント

1 策定の背景及び水泳授業の目的

■策定の背景

猛暑等による水泳授業の中止等により計画的な授業の実施が困難

学校プールの維持・改修費用の発生

教職員等にとっての学校プールの管理業務の負担

これらの状況を踏まえ、児童生徒に対する安全・安心な授業の提供を持続可能なものとするため、本市における学校プール及び水泳授業に関する現状と課題を整理し、その基本的な方向性を定めるもの。

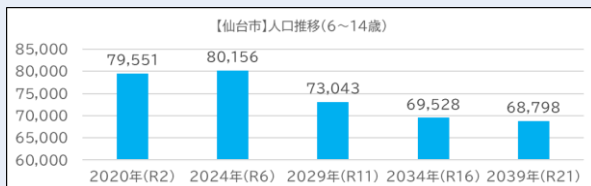
■水泳授業の目的・学習指導要領における位置づけ

- ◎ 水泳授業の趣旨・目的は、「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと（水泳指導の手引（三訂版））」とされている。
- ◎ 学習指導要領において、学年ごとの体育授業の総時間数（90～105時間）が施行規則に示されている。本市の小・中学校においては、「年間8時間から10時間程度」の年間指導計画が作成されている。

2 現状と課題

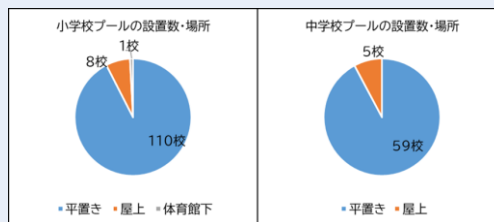
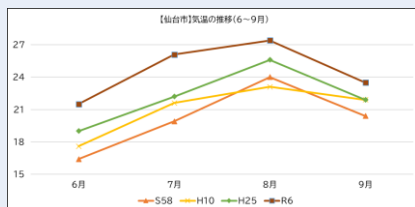
①将来人口・学級推計

- ・児童生徒数、学級数は今後も減少することが見込まれている。
- ・1校あたりの学級数が減少する中で、現在と同規模の学校プールをこのまま設置・維持していくことについて、改めて検討が必要。



②天候の影響

- ・6月～9月における気温は、年々上昇している。
- ・学校プールは、ほぼ全ての小・中学校で屋外に設置されており、天候や気温の影響を大きく受ける。猛暑による熱中症対策のため、水泳授業が中止となるなど、計画的な授業の実施が困難になっている。



③施設の老朽化・維持管理

- ・建設から長期間経過した築31年以上の学校プールが小・中学校全182校に対し134校あり、水漏れや破損リスクが増加。
- ・学校プールの維持管理には、管理に係る年間費用（水道代、水質管理費、施設修繕費等）や改築に係る年間費用（既存施設の解体費含む）により、1校あたり約460万円の費用がかかる。

④教職員等のプール管理業務

- ・R6.7文部科学省通知において、学校プールの管理業務が担当する教職員にとって過度な負担につながっていること等について指摘されている。
- ・R6.8中央教育審議会の答申において、学校プールの管理業務は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であることから、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすること等を通じて教職員等の負担を軽減することが求められている。

3 学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針（案）

「民間事業者・施設を活用し、“安心・安全な水泳授業”の提供を目指す」

■学校プールは利用せず、民間等のプール施設で水泳授業を行うことを基本とする

- ◎ 各学校のプール施設の状況や学校の実態を考慮し、優先順位を付け、複数年をかけて実施する。
- ◎ 例外として、学校プール施設の築年数が浅い学校等については、個別の状況を考慮しながら、民間等のプール施設での水泳授業実施への移行時期について別途検討する。

※原則として民間等のプール施設での指導補助委託とし、指導補助のためのインストラクターを配置する予定。

※なお、市内及び市近郊には、約40の民間プール施設がある。本市では、増改築工事等により学校プールが使用できない場合の代替措置として民間プール施設を活用した水泳授業の実績があり、令和7年度においても、小学校3校、中学校3校が民間プール施設を活用した水泳授業を実施した。

4 民間等のプール施設での水泳授業実施における留意事項等

■実施に向けた留意事項等

①移動時間・方法

バスまたは徒歩で概ね15分以内の施設を対象とし、2単位時間を連続で確保するなど、入水時間の確保に努める。

②事前打合せ

学校と民間事業者間で、移動方法・安全対策・指導体制・緊急時対応等について事前に協議を行う。

③授業実施時期

屋内温水プールを活用することで、天候に左右されず計画的な授業の実施が可能となる。また、一般的な水泳授業期間（6～9月）以外の時期にも柔軟に授業実施が可能となる。

④学校の管理責任と教職員の役割

授業の主体は学校であり、教員が教育課程に基づく指導・評価、安全管理を担う。インストラクターは教職員が実施する水泳授業の指導補助という位置づけで技術的補助等を行う。

■今後の学校プールの取り扱い等

①今後の学校プールの取り扱い

学校プール施設については、最終的には解体する必要がある。
解体までの学校プール施設の取り扱いや解体後の跡地の活用については、各学校の実情を踏まえ検討する。

②学校プールの開放利用

今後、学校プール施設の設置や利用がなくなることに伴い、夏季休業期間中の学校プールの開放事業は順次廃止となる見込みであることから、必要な関係先に説明・共有しながら方針への対応を進めていく。

③災害時等の用水等

- ・災害時の用水について、学校プールを使用しなくなる場合には、避難所運営等に支障がないよう、別の水源の確保について関係部局と連携のうえ検討する。
- ・消防水利について、山間部など、消防水利の確保が困難な地域においては、関係部局と連携しながら個別に検討する。